

平成15年度 公共事業再評価調書（海岸保全施設整備事業（高潮））

（事業着手後10年以上経過、着手後5年間未着手、再評価後5年経過、社会情勢の急激な変化）

評価確定日	平成15年 月 日
所管部課名	農林水産部 水産漁港課

地区名	事業の概要	1 必要性の観点				2 事業進捗の見込みの観点
		事業の進捗状況	事業を巡る社会経済情勢等の変化	事業の投資効果		
【路線名】 きさかたぎょうこう 象潟漁港	【事業の目的】 秋田県の南西部に位置する本海岸沿いの多くの住民を高潮被害から防護する。	【事業の経緯】 H 5 プロック製作385個 H 6 護岸工78m H 7 護岸工93m H 8 護岸工82m H 9 プロック製作238個 H 10 護岸工150m H 11 人工リーフ製作49個 H 12 護岸工474m H 13 護岸工100m H 14 護岸工738個 H 15 護岸工165m H 16 護岸工50m H 17 護岸工137m	【社会経済情勢の変化】 ○事業採択時から再評価実施までの周辺環境の変化 なし。	【整備効果】 既設護岸は老朽化が著しく、高波に耐えられない状況にあった。 また、護岸天端高が低く越波・飛沫被害が生じていたが、護岸を改修したことにより、越波・飛沫被害が軽減されている。	H 16 に事業費8百万円で、安全施設（転落防止柵）L=188.6mの整備を実施し、事業完了となる。	
【箇所名】 きさかたぎょうこうかいがん 象潟漁港海岸	【総合計画上の位置付け】 「あきた21総合計画」の「災害に強い県土づくり」において「海岸保全対策の推進」として位置付けられている。		【地元の意向】 高潮による越波・飛沫被害及び護岸の老朽化が著しく、護岸整備の早期完成を望んでいる。	【費用の変化】 漁業者と調整を図りながら、濁水や土砂の流出を防止するなど、環境保全等に配慮した工法を採用したことにより、事業費が増加している。	計画時事業費より7%の増	3 コスト縮減や代替案立案等の可能性の観点
【所在地】 由利郡象潟町 象潟	【事業の内容】 ○海岸保全施設整備事業（高潮） ○全体延長 L = 1.33km 護岸 L = 1.33km 人工リーフ 1基(60.9m) ○事業費 1,015百万円 ○事業期間 H 5 ~ H 16	【進捗状況】 ○H 15 末投資済事業費 1,007百万円 (99.2%)	【長期継続の理由】 日本海沿岸は、冬期風浪の影響のため、施工可能期間が半年程度に制限され、また、海岸事業全体の予算上の制約により、工期を要している。	【環境対策】 工事に際しては漁業者と調整を図りながら、濁水や土砂の流出がないように、工法の検討を行い事業を実施している。	【効果の変化】 なし。	【コスト縮減の可能性】 工事費及び維持管理費を総合的に勘案して、最も有利な工法を採用している。
工種	計画時	再評価時	増減	理 由 等		
人工リーフ	1基	1基	-			
護岸	1,366m	1,329m	△37m	現地精査の結果。		
事業費(百万円)	952	1,015	+63	環境保全等に配慮した施工を実施したことによる増。		
工期	H 5 ~ H 14	H 5 ~ H 16	+2	工事施工期間の制限等による。		
再評価の結果	対応方針（案）及びその理由				公共事業評価専門委員会の意見	
継続・中止	【対応方針（案）】 平成16年度事業完了を図る。 【理由】 護岸本体は完成しているが、安全施設（転落防止柵）が一部未了のため、継続して実施する。					